

# ENERGY STAR製品の 第三者認証

Kathleen Vokes and Eamon Monahan

ENERGY STAR Program Integrity

December 7, 2010

## プログラム要件の変更点

---

- パートナーの責務
  - － すべての製品に第三者認証を必要とする。
  - － 機器出荷データの年次報告を必要とする。
  - － 2011年1月1日発効。
  
- 製品基準
  - － 明確で有効な製品認証手続を確保するために若干変更が行われたが、製造事業者が懸念を示した部分については、元の文言に戻された。
  - － EPAは引き続き、基準改定の手続を通じて、試験および他の要件の整合化を進める予定である。

## 自己認証と第三者認証の比較

---

- 自己認証（1992-2010）
  - － パートナーが製品を試験し、基準への準拠を確認し、**ENERGY STAR**ラベルを貼付する。
  - － パートナーが自社製品を適合にするために、試験データを**EPA**に提出する。
  - － **EPA**が試験データを検査し、適合製品一覧に製品を追加する。
  - － **EPA**は、選択したモデルについてのみエネルギー性能を検証する。
- 第三者認証（2011年開始）
  - － パートナーは、適合化およびラベル表示の前に、**EPA**承認試験所で製品を試験する。
  - － **CB**は、試験データの審査結果に基づき、製品がプログラム要件を満たしていることを認証する。
  - － **CB**は、適合製品一覧用として、認証したデータを**EPA**に提供（アップロード）する。
  - － **CB**は、適合後の検証および申し立て試験を実施する。
  - － **CB**は、適合後に大幅な変更が行われた製品の再試験結果を評価する。

**プログラムの最新情報:ENERGY STAR®**  
**認証要件の実施**

# 製品のENERGY STAR適合

## 2010年12月31日までにEPAが受け取った届出について

---

- 既存の適合製品情報記入票（QPI form）またはオンライン製品届出ツール（OPSツール）を引き続き使用する。
- EPAがOPSを介した製品届出を処理するためには、試験報告書を含めて、完全かつ正確な届出を受け取らなければならない。
- IT製品区分（コンピュータ、ディスプレイ、画像機器、およびサーバー）について、EPAは、試験報告書を保留にしたままで、2010年12月31日までに受け取った完全な届出を構成する製品データを、適合に関して審査する予定である。
  - これら届出には、モデル名／種類、モデル番号、および市場導入予定日が含まれていなければならない。
  - EPAは、これら届出の試験報告書を2011年2月1日までに受け取らなければならない。さもなければ、その後の審査を目的とした認証機関に対する届出のために、パートナーに返還される。

# 製品のENERGY STAR適合

## 2011年1月1日以降の届出について

---

- 新規製品は、EPA承認認証機関（CB）により認証されていなければならない。
  - － 適合のために製品をEPAに届出しなくてよい。
  - － CBの一覧は、[www.energystar.gov/testingandverification](http://www.energystar.gov/testingandverification)に維持されている。
- 製品は、EPA承認試験所において試験されなければならない。
- CBは、EPAの要件に基づき、製品を認証し、定期的な製品の検証試験を行い、申し立て試験を実施する。
- EPAは、基準改定が実施されるまで、2011年1月1日より前に適合になった製品群（ファミリー）への追加製品の適合を継続する。

## 新たな第三者認証制度における試験所要件

---

- CBは、EPAが承認した試験所からのみ、認証用のデータを受け入れることができる。
  - ISO 17025に対する認定に基づいている。あるいは、
  - 試験所がCBの監理または立会製造事業者試験所プログラムに参加している場合。
- 製造事業者の試験所がEPAに承認されている場合は、SMTLまたはWMTLに参加する必要はない。
- CBは、試験が認定の前に実施されている場合でも、試験データを受け入れ可能であることを確保することに責任がある。

**ENERGY STAR標準実施要領**  
**(SOP: Standard Operating Procedures)**



## 製品認証の概要

---

- 認証審査の指針：製品評価に関するENERGY STAR標準実施要領（SOP：Standard Operating Procedure）
  - ENERGY STAR製品基準に対して製品を審査する際の実施手順を反映するように、EPAが策定した。
  - SOPの主な章節
    - － 一般要件
    - － 適合基準
    - － EPA承認試験所の報告確認表
    - － 製品別の付属資料

## 必須データの収集

---

- **CB**は、製品を認証可能であると判断するために必要なすべての情報を収集する。
  - － 認証製品データ届出書における情報は、通常本データの一部のみを表している。
- 検証および申し立て試験の目的において、必要に応じてその他の情報を収集する。
- **ES**パートナーは、製品が認証を受けるための情報を提出しなければならない。
  - － 承認試験所または他の団体がデータの一部を提出するときに、その通信文書にパートナーが含まれている場合、**CB**は、その情報がパートナーにより提出されたものと見なすこと。

## 製品群(ファミリー)登録資格の確認

---

- 申請者／パートナーは、基準書に適した製品群（ファミリー）の一部である製品について認証を希望する場合、以下のものを提出しなければならない。
  - － 代表モデルの試験報告書。
  - － 製品群（ファミリー）内における差異の説明。
  - － 製品群（ファミリー）に含まれているモデルの最新一覧。
- **CB**は、製品群（ファミリー）における全製品の一覧を維持しなければならない。

## 製品別の特性と性能の認証

- 製品が認証されるためには、プログラム要件を満たしていなければならない。

ENERGY STAR ELIGIBILITY	Applicant satisfies requirements? (Yes/No/Not Applicable and Comments)
Is the device an Included Product, as outlined in Section 2: Scope of most ENERGY STAR specifications? <sup>1</sup> (Model must be on the Included list and not be an Excluded Product as defined by the specification.)	
Does the product meet <b>all</b> of the qualification criteria as outlined in the specification? (Typically, refer to Section 3 of the specification. Be sure to check all requirements, including multiple energy efficiency requirements, warranty requirements, packaging requirements, etc. Also, where applicable, ensure calculations have been performed correctly (e.g., TEC calculations).)	
Are the qualification criteria met using the appropriate significant digits and rounding?	
Was the appropriate test method(s) used per the test report?	
Were the correct type and number of units tested, based on specification requirements?	
Was the product tested for qualification at the relevant input voltage/frequency combination for each market, in addition to the United States, in which it will be sold and promoted as ENERGY STAR?	

## 試験所の試験報告書の確認

---

- CBは、製品が適切に試験されていることを確実にするために、少なくともSOPに規定されている試験報告書の項目を確認しなければならない。
  - 試験方法の名称は記載されているか。
  - 試験日は記載されているか。
  - 製造番号は記載されているか。
  - 試験サンプルの説明（例：試験した製品の台数）は記載されているか。
  - 試験装置の校正日と次回校正日は記載されているか、および範囲内であるか。
  - 試験技術者および立会人の氏名および署名は示されているか。
  - 試験結果は、適用される試験方法の章ごとに整理されており、ENERGY STARに関連する結果が明確に示されているか。
  
- これら情報を確認できない場合には、当該情報が提供されるまで、その製品を認証することはできない。

## 補足的EPA指針の遵守

---

- SOP付属資料A－製品別の指針
  - － IT製品に対する電源装置要件
  
- 追加問い合わせ
  - － 認証審査における製品別特性にその他不明点がある場合は、製品別の**ENERGY STAR**メールボックスを通じて、すべての質問をEPAに送信すること。

## 自主ブランド化(Privately-labeled)製品の認証

---

- **CB**があるモデルを既に認証している場合において、その**CB**は、データを審査することなく、異なるブランドの同一モデルを認証することができる。
  - － **EPA**は、試験と審査の重複回避に協力して取り組むように**CB**に奨励する。
  - － **CB**は、異なるブランド名のもとで認証されたモデルに印を付け、区別できるようにする必要がある。
  - － **CB**は、本情報を把握できるように、試験したモデルのデータ欄を維持する必要がある。

## 認証された製品一覧の更新

---

- CBは、認証した製品の一覧を最新のものに維持することに責任を負う。
  - 認証した製品が検証試験用に入手可能であることを確保するための指針を策定する必要がある。
  - パートナーは、製品の製造終了時期あるいは予測販売終了時期を示すことが必要になる。
  - CBは、適合でなくなった製品の明示が必要になる。



## EPAへのデータ転送

---

- 製品の認証が可能な場合、
  - 適切な製品認証データ届出書に、認証された製品および製品種類を入力する。
- データ入力後、
  - MESAインターフェースを利用して、EPAにデータを提出する。
- データ提出の頻度
  - 初期は半月毎から開始するが、多くの製品については月毎になる予定である。

## 検証試験および申し立て試験に関する注意点

## 検証試験のモデル選択

---

- EPAは、製品の選択に関して具体的指針を公表する予定である。
  - 各区分およびそれに含まれる亜機種において、認証した製品の最低10%を毎年試験する。
    - 区分：画像機器
      - 亜機種：複写機、デジタル印刷機、ファクシミリ、郵便機械、複合機、プリンタ、スキャナ。
  - 製品群（ファミリー）
    - 製品群（ファミリー）内の全モデルが試験の対象であるが、一回につき1モデルまで。
  - 自社ブランド製品（private labeler）
    - ブランドA、B、Cはすべて、検証試験の目的において1製品と見なす。

## 検証試験のモデル選択

---

- ・ **モデル選択に有用なQPLに含まれていない情報。**
  - ー 以下のものを含めた製品間におけるすべての関係性：
    - ・ 各自社ブランド化製品（privately labeled product）の基本モデルと製造事業者
    - ・ 各OEM製品と関連のあるすべての自社ブランド化モデル番号。
    - ・ どの適合製品がOEM製品であり、どの適合製品が自社ブランド化モデルであるのかという明確な指示。
  - ー 製造事業者間におけるすべての関係性が、OEM-PL関係の対象になるとは限らない。
    - ・ 例：「Acmeは、Roadrunnerに代わり本製品を届出した。」

## 検証試験用の機器の調達

---

- 陳列棚からの調達が好ましい。
- EPAは、「購入または輸送が極めて高額」とされる程度を定義していない。
  - CBが保管庫または製造工程からの調達を認める場合、その選択の正当性の説明を準備すること。
- パートナーは、製品入手が可能な場所を少なくとも3箇所提供することが求められ、EPAは、認証取得のための製品届出に本情報を含めることを提案する。

## 検証試験の推奨試験所

---

- 検証は、通常、EPA承認**第三者**試験所においてのみ実施されなければならない。
- EPA承認第一者施設は、以下の条件のもと、製造工程からの調達による試験が唯一の現実的な選択肢である場合において**のみ**、容認される。
  - － CBが試験に立ち会う。
  - － CBは、（調達の場合と同様に）第一者試験所の使用を認める自己の決定を擁護できなければならない。

## 重大な変更があった場合における製品の再評価

---

- CBは、製品の変更を通知するようにパートナーに義務づける。
- CBは、変更が生じた製品をすべて再試験する必要はない。
  - CBは、変更内容が再試験を必要とするかどうかを、自己の裁量で判断する権利を有する。
- EPAへの通知。
  - 製品の適合性に変更が無い場合は、通常の前定に従い通知（アップロード）する。
  - 製品の適合性に変更が有る（製品がES要件を満たしていない）場合は、2営業日以内に通知する。

## 申し立て試験

---

- CBは、パートナーと共に署名する契約書に指針を組み入れていなければならない。
  - － 自己の認証体系外のパートナーが、異議申し立てをすることもできる。
- CBは、申し立て内容の正当性を判断しなければならない。
- CBは、申し立て試験プログラムの運用規定を策定する自由裁量権を有する。
  - － 「敗者が費用を負担する」仕組みが最も簡単かもしれない。



質問？

---

[ENERGYSTARVerificationProgram@energystar.gov](mailto:ENERGYSTARVerificationProgram@energystar.gov)

Eamon Monahan

Phone: 202-343-9589

[monahan.eamon@epa.gov](mailto:monahan.eamon@epa.gov)

Kathleen Vokes

Phone: 202-343-9019

[vokes.kathleen@epa.gov](mailto:vokes.kathleen@epa.gov)